

ほこみち制度に関する主な質問とその回答

| No | 質問の 카테고리 | 主な質問内容 | 主な質問への回答 |
|----|----------|---|--|
| 1 | 道路指定 | 地元・民間の立場から、関係者にほこみち制度を説明する上で、どのようなメリットを伝えると理解を得やすいか。 | ① 道路占用が柔軟に認められること ② 公募占用により、最大20年の長期間の占用が認められるため、投資がしやすくなること ③ ほこみちによる道路占用の結果、まちに賑わいがでることなどがメリットだと考えています。 |
| 2 | 道路指定 | 車道側にテラス席等をする場合、店員や利用客が歩道を横切る形になるが、歩行者や自転車との事故を防止するためにはどのような対策をすればよいか。 | 安全対策については、道路管理者においても検討いただき、警察と十分に協議して下さい。 なお、自転車については、「車両」であるという大原則を踏まえ、自転車専用通行帯等の自転車が車道を通行するための道路空間についても検討して下さい。 |
| 3 | 道路指定 | ほこみち制度は、道路管理者以外の立場からも提案することは可能か。 | ぜひ地元や民間から道路管理者に提案いただき、地域全体で道路の利活用について議論・検討していただきたいと考えています。 |
| 4 | 道路指定 | 駅前広場において、歩行者利便増進道路の指定は可能か。 | 当該「駅前広場」が道路区域に含まれていれば、ほこみち指定は可能ですが、道路法第20条に基づく兼用工作物協定を締結している例もありますので、その場合には、道路管理者は関係機関と十分に調整する必要があります。 |
| 5 | 道路指定 | 指定要件中にある沿道住民とは、どの範囲なのか。同意を得る必要がある関係機関の範囲やその方法は。 | 沿道住民の範囲や対象関係機関、その方法等については、それぞれの地域によって異なると考えていますので、統一的な基準はありません。地域の皆さんが気持ちよくほこみちを利用できるよう、必要な調整をお願いします。 |
| 6 | 道路指定 | 堤防天端を占用している道路での、ほこみち指定は可能か。 | 道路法第20条に基づき、堤防と道路の兼用工作物協定を締結している例がありますので、その場合には、道路管理者は河川管理者等と十分に調整する必要があります。その上で、指定要件や構造基準等を満たすのであれば、指定可能です。 |

| | | | |
|----|------|--|--|
| 7 | 道路指定 | 改築により十分な有効幅員を確保することを想定している場合、先に道路指定をすることは可能か。 | 道路指定の後、改築により構造基準を満たした上で、利便増進誘導区域を指定することは可能です。 |
| 8 | 道路指定 | 「歩行者利便増進道路の累計指定区間：2025年度末までに概ね50区間を目標」とあるが、直轄国道のみの目標か。 | 地方道も含めたすべての道路における目標です。 |
| 9 | 道路指定 | 既存の国家戦略特区や都市再生特別措置法に基づく道路占用特例は、歩行者利便増進道路制度へ移行してもらうことをお考えなのでしょうか。 | これまでどおり既存の特例制度を活用していただいて構いませんが、公募占用により最長20年間の占用が可能となるなど、他の特例制度との違いも踏まえ、ほこみち制度の活用もぜひご検討下さい。 |
| 10 | 道路指定 | 県道を市がほこみち指定することができますか。 | 市町村道に密接に関連する都道府県道を、市町村がほこみち指定できることとしております。 |
| 11 | 区域指定 | 交通規制を伴っていれば、歩道のない道路の路肩や車道でも区域指定をすることは可能か。 | 特例区域として指定するためには、バリアフリー等の構造基準に適合する歩行者利便増進道路である必要があります。 なお、交通規制を伴う場合の取扱いについては、個々の道路の状況等によりしますので、道路管理者（又は国土交通省）までご相談下さい。 |
| 12 | 区域指定 | 特例区域は決まった場所を指定しないといけないのか。 | 特例区域は変動するものではなく、決まった場所を指定する必要があります。 |
| 13 | 構造基準 | 歩道上では、交通量が多い場合は3.5m、そうでない場合は2mの歩行スペースが確保できなければ、利便増進誘導区域の指定はできないのか。 | 特例区域として指定するためには、バリアフリー等の構造基準に適合する歩行者利便増進道路である必要があります。 |

| | | | |
|----|------|---|--|
| 14 | 構造基準 | 利便増進誘導区域から視覚障害者誘導ブロックの離隔は最低何メートル必要か。 | 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(財)国土技術研究センターにおいて、官民境界にある塀や建物との離隔60cm程度と記載があるため、利便増進誘導区域から60cm程度の離隔が望ましいと考えています。 |
| 15 | 構造基準 | 拡幅が困難な場合、現在の幅員内で歩道と車道の配分を見直すこともあるのか。 | 現行の幅員内で道路空間の再配分を行うこともあると考えます。 |
| 16 | 占用 | 歩行者天国にする週末にのみ、ほこみち制度を活用しオープンカフェ等を占用させることは可能か。 | 占用期間中の日時を限定した上で、占用許可を申請することが可能です。 |
| 17 | 占用 | 個別占用が認められている中、一定の制限(資格要件)があるのか。 | 占用区域内の点検や清掃を的確に行える者であることや、暴力団などの反社会的勢力に属する者でないことなどが条件としてあります。 |
| 18 | 占用 | 占用主体が使用料を徴収し、使用を認めることは可能か。 | 二次占用は可能です。 |
| 19 | 占用 | 店舗を設置する場合、建築基準法の制限はないか。 | 道路内に建築物を設置する場合、公益上必要なものでなければ設置できません(建築基準法第44条第1項第2号)。過去の事例では、都市再生整備計画に位置付けられていることをもって、公益上必要であると認められた事例もありますので、建築担当とご相談下さい。 |
| 20 | 占用 | 公募をしない場合でも利便増進計画は必要か。 | 公募占用をしない場合は歩行者利便増進計画は必要ありません。 |
| 21 | 占用 | 公募を経ずに個別に占用させることも可能か。 | 公募占用を経ずに個別に占用させることも可能です。 |
| 22 | 占用 | 店舗前の空間に、オーニング(日よけ・雨よけ)やビニールカーテンで囲うことは可能か。 | 店舗前の空間に設置されるオープンテラス等の一部として認められれば、占用可能です。 |
| 23 | 占用 | 占用により事故が起きた場合、道路管理者は瑕疵責任を問われる可能性はあるのか。 | 通常の占用と同様であり、ほこみち制度において道路管理者が特例区域を指定することにより管理責任が増大するものではありません。 |

| | | | |
|----|---------|--|---|
| 24 | 占用 | 屋台、ケータリングカー等、移動可能な物件について、ほこみちの占用物件として妥当か。 | 屋台は「露店」（道路法第32条第1項第6号）に該当します。ケータリングカーは、どのような形態で利用されるかによりますが、テーブル、椅子等と一体となってオープンカフェとしての役割を果たすものであれば、「食事施設」（道路法施行令第7条第8号）として占用物件に該当します。 |
| 25 | 占用 | 占用者を公募により選定する際、占用料は評価対象にしてもよいか。 | ほこみち制度の公募占用制度は、基本的には占用料ではなく歩行者への利便増進を評価対象としておりますが、入札占用制度の同様の考え方により、地域の実情に応じ、占用料を評価対象としていただいても構いません。 |
| 26 | 占用 | コロナ占用特例からの移行を優先し、道路指定して個別店舗からの申請を受付けた後、折を見て、公募をすることは可能か。 | 特例区域の指定の直後に公募占用を実施しなければならないのではなく、段階的に運用することも可能です。 |
| 27 | 占用 | 占用物の想定の中で、夏場の扇風機等や、冬場のストーブ（火気使用）は対象になるか。 | 扇風機、ストーブはそれぞれ個別の占用物件として許可対象とはなりません。ただし、「露店」や「食事施設等」の占用物件の一部として認められることがあります。ただし、他の関係法令の遵守にご留意下さい。 |
| 28 | コロナ占用特例 | コロナ占用特例とほこみち制度では趣旨や目的は異なるのか。基準などを満たしていても、ほこみちに移行できない場合もあるのか。 | コロナ占用特例は、新型コロナウイルス感染症によって影響を受ける飲食店等を支援する目的で、オープンテラス等により道路空間を活用し、三密対策として利用客に安全・安心に飲食店等を利用してもらうためのものであり、これはほこみち制度が目的とする歩行者中心の道路空間の構築にも含まれるものです。コロナ占用特例の取組を継続的に実施するため、ほこみち制度への移行をぜひ積極的にご検討下さい。 |
| 29 | コロナ占用特例 | コロナ占用特例で1店舗だけ出店しているが、ほこみち制度に移行できるのか。 | 1店舗からでもほこみち制度を活用できます。 |
| 30 | コロナ占用特例 | ほこみち制度に移行するに当たって、占用主体を法人化する必要はあるのか。 | 占用主体を法人化する必要はありません。 |